

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口で取り寄せることもできます。草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立ててください。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息和咨询。
国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話: (048) 922-2970(直通)

ファックス: 927-4955

E-mail: soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所本庁舎7階

市役所 主棟7楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPO Living in Japan」が運営しています。）

编制: 草加市 协助: 草加市国际问询角

作成: 草加市 協力: 草加市国際相談コーナー

（平成28年度作成）

目录 項目一覧

A-1	入国時の手続	入国時の手続き
A-2	住民登記	住民登録
A-3	户籍制度	戸籍制度
A-4	印章登記	印鑑登録について
B-1-1	住房	住宅
B-1-2 搬家和街道会		
B-1-3	生活基本设施	生活インフラ
B-1-4	垃圾的处理	ごみの出し方
B-2-1	关于健康保险	健康保険について
B-2-2	关于护理保险制度	介護保険制度について
B-3	关于结婚	結婚するには
B-4-1	从妊娠到生产	妊娠から出産
B-4-2	孩子的健康	子供の健康
B-4-3	育儿	子育て
B-5-1	教育	教育
B-5-2	学习日语	日本語学習
B-6	日本的税金	日本の税金
B-7	在日本工作	日本で働く
B-8	国民年金和厚生年金	国民年金と厚生年金
B-9-1	驾驶证	運転免許
B-9-2	拥有汽车和摩托车	自動車・バイクを所有する
B-9-3	骑自行车	自転車にのる
B-10	兴趣爱好	楽しむ・学ぶ
B-11-1	紧急时应采取的措施	緊急のときの対応
B-11-2	防备自然灾害	自然災害に備えて
C-2	咨询处	草加市内の文化・運動施設

ガイドブック草加
中国語版

B-1-2 搬家和街道会

草加市指南

B-1-2 搬家和街道会

引越しと町会

*このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

*草加市にお住まいの方の情報は。

B-1-2 搬家和街道会

从现在居住的地方搬家到别的地方时需要办理以下的手续。

1. 搬家后的手续

(1) 在市役所办理的手续

① 迁入报告

迁入后 14 日以内 办理地址变更手续。即使是在草加市内搬家也需要办理手续。

如果是日本国内的搬迁，需要前住所的迁出证明书。

*用个人编号通知书（纸）或卡（塑料）的住址也可更写

初次从外国迁入的人要凭护照，在留卡（还没有在留卡的需要出示写在在留卡在申请中的护照）。

《问询处》 市民课 电话 048-922-1536

② 加入国民健康保险

如果在原来住的市加入了国民健康保险的，在办理迁入手续的同时重新加入草加市的国民健康保险。

初次到日本的人办理新规加入手续。请参考“B-2-1 健康保险”

《问询处》 保险年金课 电话 048-922-1592

③ 申请儿童补贴

迁入后 15 日内在草加办理申请手续。如手续办理不及时有可能有的月份的补贴拿不到。

问询 育儿支援课 电话 048-922-1476

④ 小、中学的转学手续

编入（从外国转来）：向草加市教育委员会学务课提交孩子的「在留卡」。

日本国籍的孩子也先办理住民登录，然后到教育委员会学务课办手续。

B-1-2 引越しと町会

現在住んでいるところから、引越しをする場合には、次のような手続きが必要です。

1. 引越した後の手続き

(1) 市役所の窓口でできる手続き

① 転入届

転入したら「14日以内」に、居住地の変更登録をします。草加市内での引越しの場合も手続きが必要です。

国内での引越しの場合は前住所地からの転出証明書が必要です。

*個人番号（マイナンバー）通知書（紙製）またはカード（プラスチック製）の住所も書き換えます。

新しく外国から来た人は、パスポート、在留カード（交付されていない場合は交付申請をしている事が記入されているパスポート）が必要です。

《問い合わせ先》 市民課 電話 048-922-1536

② 国民健康保険への加入

前に住んでいた市で国民健康保険に加入していたら、転入届と同時に新たに草加市で国民健康保険への加入手続きをします。

初めて日本に来た人は新規に加入します（B-2-1「健康保険」参照）

《問い合わせ先》 保険年金課 電話 048-922-1592

③ 児童手当の申請

転入したら「15日以内」に、新たに草加市で児童手当の手続きをしてください。申請が遅れると受給できない月が生じる場合もあります。

《問い合わせ先》 子育て支援課 電話 048-922-1476

④ 小・中学校の編入・転入手続き

編入（外国から）：草加市の教育委員会学務課に、子どもの「在留カード」を提出してください。日本国籍の子も住民票の登録をした後、教育委員会学務課で手続きをします。

转入（日本国内转校）:如果之前已在日本的学校就读者，需要提交原学校发给的材料。

《问询处》 教育委员会 学务课 电话 048-922-2674

⑤开通使用自来水

向草加市役所水道部申请自来水的使用。

《问询处》 草加市役所 水道部 电话 048-927-2220

⑥咨询

国际问询角 由志愿者为外国籍市民提供生活信息及咨询服务。

《问询处》 国际问询角 电话 048-922-2970

市役所主栋 7 楼 周一、周三、周五 9: 00am 至 5: 00pm

（2） 其他的手续

① 门牌、邮箱

在门牌和邮件箱上写上自己的姓名。否则，重要的邮件有可能收不到。

② 准备生活的基本设施

申请电、煤气。详情参考“B-1-3 生活基础设施”

* 煤气有管道的‘城市煤气’和液化石油气。煤气用具一定要符合煤气的种类。不然,会非常危险。

③ 驾驶证的住址变更

向草加警察署申报，提交「住所変更届」。

《问询处》 埼玉县 草加警察署 电话 048-943-0110

地址 草加市花栗 3 丁目 2-23

2. 街道会・自治会

各个地域一般都有街道会或自治会。谁都可以参加。

①主要的活动是举行和组织参加节日活动、义卖活动。

②在遇到灾害时互相救助（紧急物资的分配等）。

《问询处》 みんなでまちづくり課 电话 048-922-0796

てんにゆう こくない いどう にほん がっこう かよ ばあい まえ がっこう う と
転 入 (国内の移動): 日本の学校に通っていた場合は、前の学校で受け取
った書類を転 入する学校へ出してください。

《問い合わせ先》 教育委員会 学務課 電話 048-922-2674

⑤水道の使用開始

草加市役所水道部に「水道を使用開始したい」と申し込みます。

《問い合わせ先》 草加市役所 水道部 電話 048-927-2220

⑥相談窓口

ボランティアスタッフが、外国籍市民のための生活情報を提供したり、
相談にのったりしています。

《問い合わせ先》 国際相談コーナー 電話 048-922-2970

市役所 7 階 月・水・金 9:00am~5:00pm

（2）その他の手続き

①表 札・郵便受け

玄関に「表 札」や「郵便受け」に自分の名前を表示します。大切なお知らせなどが届かないことがあるので必ず表示してください。

②生活インフラの準備 電気、ガスなどを申し込みます。

詳しくはB-1-3、「生活インフラ」参照

③運転免許証の現住所変更

草加警察署に「住所変更届」を提出します。

《問い合わせ先》 埼玉県草加警察署 電話 048-943-0110

住所 草加市花栗3丁目2-23

2. 町会・自治会について

地域には「町内会あるいは自治会」があります。誰でも加入できます。

①主な行事は、お祭りやバザーへの参加です。

②災害の時には助け合いを行います（緊急物資の配付など）。

《問い合わせ先》 みんなでまちづくり課 電話 (048) 922-0796

3. 搬家前的手续

(1) 迁出报告

在搬家到别的市时要提交迁出报告并领取相关证明。

《问询处》 市民课 电话 048-922-1536

(2) 国民健康保险的手续

离开日本或者迁到其他城市时，

- ① 向原来居住的市役所的国民健康保险课主管申报，提交「资格丧失届」(国民健康保险被保险者移动届)。

- ② 交回被保险者证。

- ③ 清算保险费。

《问询处》 市役所 保险年金课 电话 048-922-1592

(3) 儿童补贴的手续(迁出草加市时)

搬家之前，通知草加市役所「子育て支援課」搬家的日期以及迁往何处。

搬家后也要到新的市、镇、村办理申请手续。

《问询处》 草加市役所 子育て支援課 电话 048-922-1476

(4) 中、小学校的手续

若搬家后继续在日本的学校上学时，从现在的学校领取「在学証明書」和「教科書給付証明書」。

(5) 停用自来水的手续

- ① 搬家前给草加市役所水道部打电话，通知搬家的日期，或者通过互联网联系。

- ② 水道部的主管人员前来结算水费。

《问询处》 草加市役所水道部营业课 电话 048-927-2220

3. 引越しの前の手続き

(1) 転出届

他市に引っ越す時は転出届を出して証明書をもらいます。

《問い合わせ先》 市民課 電話 048-922-1536

(2) 国民健康保険の手続き

出国する場合や、国内で他市に転出する場合は、

- ① 住んでいた市町村の国民健康保険係に、資格喪失の届出書(国民健康保険被保険者異動届)を提出します。

- ② 被保険者証を返します。

- ③ 保険料の精算を行います。

《問い合わせ先》 保険年金課 電話 048-922-1592

(3) 児童手当の手続き(草加市外へ引っ越し場合)

引越す前に、草加市役所子育て支援課に、何日にどこへ引越すかを伝えま
す。転出先の市町村で申請手続きをまたする必要があります。

《問い合わせ先》 市役所 子育て支援課 電話 048-922-1476

(4) 小・中学校での手続き

引越した先でも日本の学校に通う場合は、通っている学校に「在学
証明書」と「教科書給付証明書」を出してもらいます。

(5) 水道使用の中止手続き

- ① 引越する前に、草加市役所水道部に「何日に引越します」と電話ま
たはインターネットで連絡します。

- ② 水道部の係員が来て水道料金を計算してくれます。

《問い合わせ先》 草加市役所水道部営業課 電話 048-927-2220

(6) 通知邮局

向邮局提出迁居通知后，一年期间邮件会转递到新居地址。（限日本国内）

*迁居通知明信片市役所里有。

《问询处》 草加邮局 电话 048-931-3007

(7) 电力

搬家前电话通知电力公司搬家的日期。搬家当日主管人员会前来切断电源，结算电费。

《问询处》 東京電力(株) 埼玉顾客中心
电话 0120-995-441

(8) 煤气

①搬家前电话通知煤气公司搬家的日期。主管人员会前来结算煤气费。

《问询处》

・城市煤气的话 東京ガスライフバル足立・埼玉東 草加店
电话 048-924-6621

・液化石油气要与销售店联系。

②与新居处的煤气公司联络，确认该地区的煤气种类并请求于何时开通煤气。

煤气有「都市ガス」和液化石油气「プロパンガス」两种，煤气用具一定要符合煤气的种类，不然，会非常危险。

(9) 电话

如果使用的是家庭固定电话的话，向加入的电话公司申请电话的迁移。

(6) 郵便局への転居届け

「転居届」提出後1年間は、郵便は新しい転居先に転送されます。（日本国内の場合） * 転居届はがきは市役所にもあります

《問い合わせ先》 草加郵便局 電話 048-931-3007

(7) 電気

引越しをする前に、電力会社に「何日に引越しします」と電話で連絡すると引越し当日に電力会社の係員が来て、電気を止め、当日までの電気料金を計算してくれます。

《問い合わせ先》 東京電力(株) 埼玉カスタマセンター
電話 0120-995-441

(8) ガス

①引越しをする前に最寄のガス会社に「何日に引越しします」と電話で連絡すると、ガス会社の係員が来て、ガス料金を計算してくれます。

《問い合わせ先》

・都市ガスの場合 東京ガスライフバル足立・埼玉東 草加店
電話 048-924-6621

・プロパンガスの場合は、取扱店に連絡する。

②新しい居住地にあるガス会社に連絡して、その地域のガス種を確認しておく。ガスには「都市ガス」と「プロパンガス」があり、ガス種にあったガス器具を使用しないと非常に危険です。「何日にガスの元栓をあけてください」と依頼します。

(9) 電話

家庭用固定電話機を使用している場合には、加入している電話会社に電話移設工事を依頼します。